

# 第13回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：平成31年2月21日（木）

14:30～15:50

場所：三重県伊勢庁舎4階会議室

（伊勢市勢田町628番地2）



協議会の様子

## 勢田川等水面利用対策協議会委員

宇治山田港湾整備促進協議会  
NPO法人神社みなとまち再生グループ  
伊勢湾漁業協同組合  
伊勢湾漁業協同組合 今一色支所  
伊勢市大湊町振興会  
伊勢市神社港自治会  
伊勢市下野町自治会  
伊勢市通町自治会  
伊勢市一色町自治会  
伊勢市田尻町会  
伊勢市二見町今一色区自治会  
三重県 県土整備部 港湾・海岸課  
三重県 伊勢建設事務所  
伊勢市 都市整備部  
伊勢警察署 生活安全課  
鳥羽海上保安部  
国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所  
国土交通省中部地方整備局 河川部  
国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

## ▼ 議 事 の 内 容

### ① 前回までの協議事項・報告事項

### ② 報告事項

#### ▼係留施設の確保増 船舶係留施設の占用許可

##### 勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設

第12回協議会において管理者を決定した勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設について、平成30年11月1日に占用許可し、11月1日より管理を開始しました。

- ①施設名 勢田川防潮水門下流左岸船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市神社港地先
- ④占用面積 約3,507.8㎡（追加：約265㎡）
- ⑤収容能力 約100隻
- ⑥占用期間 平成30年11月1日から平成34年3月31日まで



##### 一色町地先船溜まり船舶係留施設

平成30年4月に管理者の募集をした結果、10月に決定した一色町地先船溜まり船舶係留施設について、平成31年3月1日に占用許可し、3月1日より管理を開始予定です。

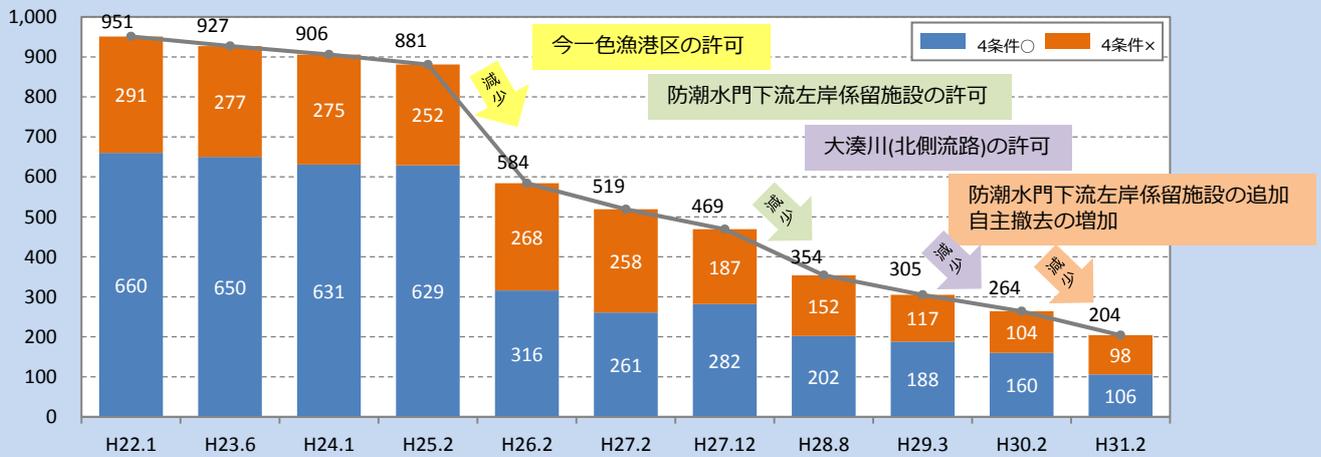
- ①施設名 一色町地先船溜まり船舶係留施設
- ②管理者 特定非営利活動法人 神社みなとまち再生グループ
- ③所在地 三重県伊勢市一色町地先
- ④占用面積 約1,277.5㎡
- ⑤収容能力 約40隻
- ⑥占用期間 平成31年3月1日から平成34年3月31日まで(予定)



## ② 報告事項

### ▼係留対象船の減 是正指導

平成30年5月と12月に所有者アンケートを実施。今後の予定をお聞きしました。また河川法、港湾法の許可が必要なことや4条件などを説明し、是正指導としても効果を狙っています。



撤去対象船2隻



対象船は洪水時に流出し、河川の施設（水門、ゲート等）の操作に支障を及ぼす恐れがあることから、今回優先的に撤去を実施しました。

撤去状況



運搬



平成31年1月18日の簡易代執行によって、重点的撤去区域を含めた上流側の所有者不明船は全てなくなりました。今後は所有者が判明している条件違反船についても、順次撤去措置を行っていく予定です。

### ▼係留対象船の減 船舶の自主撤去

占用許可施設からの自主撤去及び、転覆や傾斜した船舶の所有者に対する撤去指導を行っています。また、アンケート、台風により自主撤去が促進されました。

アンケート前



アンケート後



台風直後



撤去後



### ③ 協議・検討事項

#### ▼係留場所の確保増 占有主体の決定に向けて

下記の占有主体決定に向けて手続き等を進めることを協議しました。

**大湫川(五十鈴川合流点側)**

**一色町物揚場施設**

**一色大橋上下流右岸**

**五十鈴川**

**船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占有許可申請者を決定。**

**【課題】**  
水深が浅く浚渫、塩害調査が必要

**【今回協議】**  
地域の特殊性により現存者のみ係留対象としたい

**【今回協議】**  
一色町物揚場施設の使用目的がたたないため当該箇所を暫定的に係留出来ることとしたい

**凡例** ■ 新たに占有主体を決定する箇所 ■ 暫定係留を予定する箇所

#### ▼係留対象船の減 不法係留船及び所有者不明船の撤去

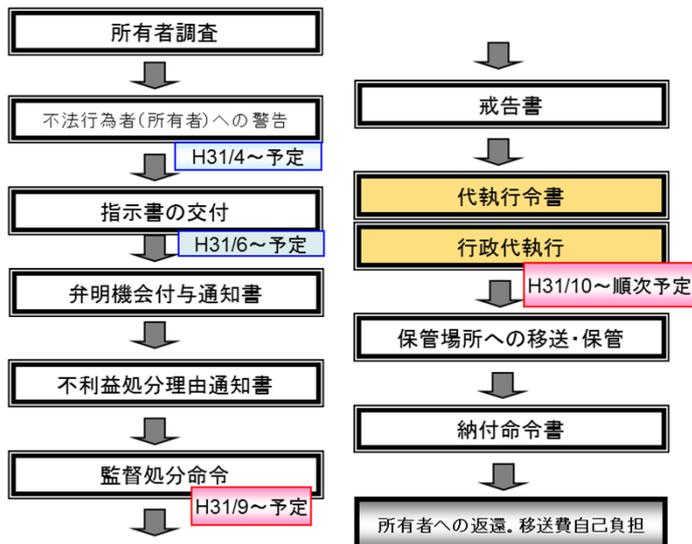
不法係留船、所有者不明船及び廃棄物棧橋の撤去について、平成31年度中に計画的に実施することを協議しました。

#### ▼行政代執行

##### 1) 法的根拠

行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、河川管理者、港湾管理者が代執行令書を交付のうえ代執行を行い、自ら不法工作物等を強制的に撤去すること。

##### 2) 基本的な流れ

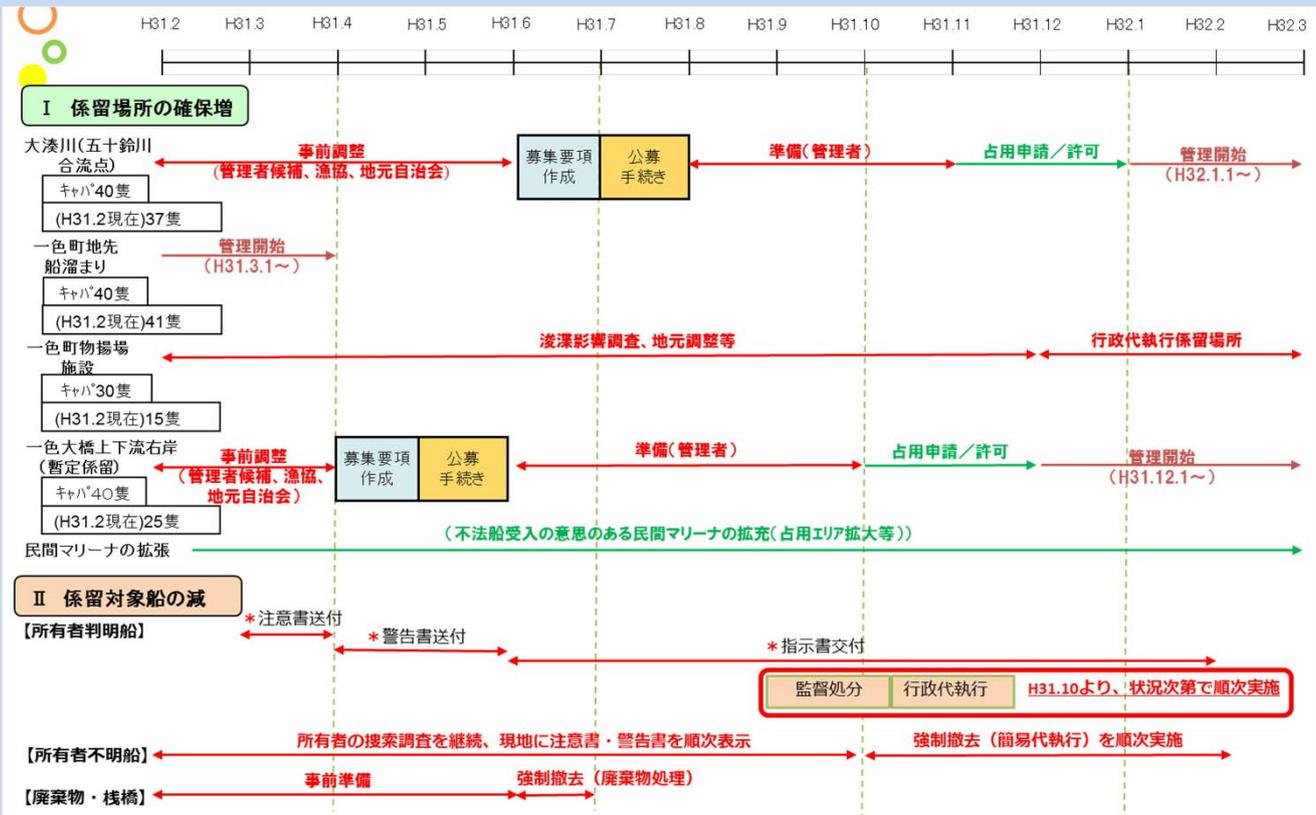


##### 3) イメージ



## ▼今後の予定について

今後は下記スケジュールを基本とし諸対策を進めていくことを協議しました。



## ～委員からのご意見～

- ・ 浚渫や塩害調査を行って欲しい。
- ・ 利用しやすい船着き場を要望する。
- ・ 不法係留箇所から占用予定箇所へ場所取りに来る船舶があるため、管理が不安。
- ・ 暫定係留場所の提案は占用係留場所への移動の意思を妨げるのではないか。

## ▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- ・ 占用主体の決定に向けて平成31年度は3箇所での手続きを進め、うち1箇所は暫定係留とした。
- ・ 不法係留船、所有者不明船及び廃棄物棧橋の撤去を引き続き計画的に実施していくこととした。
- ・ 平成31年度中に不法係留船ゼロを目指し、新たな行動スケジュールにより対策を講じていくこととした。
- ・ 次回の協議会は平成31年の進捗状況を勘案し、事務局から各委員へ事前提案し開催することとした。